別紙

中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業費補助金実施要綱

第１　事業の目的

この補助金は、女性就業率の増加等に伴い保育需要が増大している中で、社会全体で少子化対策に取り組むべく、新子育て安心プランに基づき保育の受け皿確保を進めているところ、併せて同プランに基づき、令和８年度までの間、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主を支援することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進することにより、保育の受け皿確保と併せ、待機児童問題の解消を図るとともに、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

第２　事業の内容

中小企業において、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うため、実施機関（中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業（以下「助成事業」という。）の実施主体としてこども家庭庁から決定を受けた機関をいう。以下同じ。）が行う以下の事業

（１）助成事業（くるみん認定・くるみんプラス認定）

第４の（１）に掲げる事業の対象となる事業者に対し、当該事業に要する経費を助成する事業

（２）助成事業（プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定）

第４の（２）に掲げる事業の対象となる事業者に対し、当該事業に要する経費を助成する事業

第３　事業の実施内容等

第２の１に定める「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備」のための取組としては、例えば次のような取組を実施することが考えられる。また、第２の１（１）及び（２）の規定に基づき助成する助成金の対象経費は、事業実施者が当該取組を実施することにより発生した経費（助成を受ける年度において発生した経費に限る。）とし、その具体的な対象経費は実施機関が第７の６の規定により定める要領（以下「助成要領」という。）に定めるものとする。

①　労働者の育児休業等の取得を促進するための取組

・　育児休業等を取得する労働者の業務を代替する労働者の確保（第４の（１）イ又は

（２）イにおける認定に係る行動計画の計画期間中に確保した労働者を含む。）や、代替業務に対応した賃金（業務代替手当、特別業務手当等）の支払いなど

- 育児休業等の制度に関する周知（パンフレット等の作成）や、制度の普及・啓発のための研修・セミナーの実施など
- 育児休業取得者の職場復帰時の支援など

② 労働者の子育てを支援するための取組

- 所定外労働の制限、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の制度の導入・周知（パンフレット等の作成）や、制度の普及・啓発のための研修・セミナーの実施など
- 労働者のための事業所内保育施設の設置・運営など
- 労働者が利用した子育てサービスの費用の助成など

③ 労働者の業務負担の軽減や所定外労働の削減などを図るための取組

- 労働者の業務負担の軽減や所定外労働の削減などを図るための労働者の確保（第４の（１）イ又は（２）イにおける認定に係る行動計画の計画期間中に確保した労働者を含む。）など
- 「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」等の制度の導入・周知（パンフレット等の作成）や、所定外労働の削減に向けた措置、職場内の意識啓発のための研修・セミナーの実施など
- 在宅勤務やテレワーク（ICT を活用した場所にとらわれない働き方）等の制度の導入・維持のための機械及び器具等の購入やランニングコストの支払いなど
- 業務の効率化・省力化を図るための機械及び器具等の購入やランニングコストの支払いなど

④ その他労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な取組

- 年次有給休暇の取得促進のための取組など
- コンサルタントを活用した職場環境の改善のための取組など
- 女性労働者の就業継続や、キャリア形成の支援のための取組など
- その他労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための職場環境の改善や労働者の処遇改善に直接的に資する各種の取組

第４　事業の対象事業者

助成事業の対象となる事業者は、次の（１）及び（２）の事業区分ごとにそれぞれ定める要件を満たす者とする。

（１）助成事業（くるみん認定・くるみんプラス認定）

以下のアからウまでの全ての要件を満たす者とする。

ア　一般事業主（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 69 条第１項に定める一般事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）である者

イ　助成事業を実施する年度（以下「事業実施年度」という。なお、事業実施年度は、国の会計年度とし、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。）の前年度において、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）第 13 条の規定に基づく認定（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 122 号。以下「次世代法施行規則」という。）第４条第１項第１号又は第２号に該当するものに限る。以下「くるみん認定等」という。）を受けた者（当該くるみん認定等に係る行動計画（次世代法に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）の終了日の属する事業年度の末日が事業実施年度の前々年の４月１日以降である場合に限る。）又は事業実施年度（実施機関が別途定める助成申請の受付期間の末日までに限る。）において、くるみん認定等を受けた者（当該くるみん認定等に係る行動計画の終了日の属する事業年度の末日が事業実施年度の前年の４月１日以降である場合に限る。）

※　次世代法施行規則の令和３年改正省令（令和３年 11 月 30 日厚生労働省令第 185 号）附則第２条各項の規定によりくるみん認定等を受ける場合を含む。

ウ　中小事業主（次世代法施行規則第４条第１項第１号ホに規定する中小事業主をいう。以下同じ。）である者。なお、中小事業主であるか否かは、イの要件に係るくるみん認定等の認定申請時点において中小事業主であるか否かで判断するものとする。

（２）助成事業（プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定）

以下のアからウまでの全ての要件を満たす者とする。

ア　一般事業主である者

イ　事業実施年度の前年度の３月 31 日時点において次世代法第 15 条の２の規定に基づく認定（以下「プラチナくるみん認定等」という。）を受けている者

※　次世代法施行規則の令和３年改正省令附則第２条各項の規定によりプラチナくるみん認定等を受ける場合等を含む。

ウ　中小事業主である者。なお、中小事業主であるか否かは、プラチナくるみん認定等の認定申請時点において中小事業主であるか否かで判断するものとする。

第５　助成金の額

助成金の額は、次の（１）及び（２）の事業区分ごとにそれぞれ以下のとおり決定するものとする。

（１）助成事業（くるみん認定・くるみんプラス認定）

第４の（１）イの要件に係るくるみん認定等１回につき 50 万円を基準額として実施機関が助成要領により決定するものとする。ただし、事業実施年度の前年度にくるみん

認定等を受けた場合において、当該くるみん認定等について既に本事業の助成を受けているときは、当該くるみん認定等については助成の対象外とする。

（２）助成事業（プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定）

第４の（２）イの要件に係るプラチナくるみん認定等につき 50 万円を基準額として実施機関が助成要領により決定するものとする。

第６　留意事項

１．くるみん認定等及びプラチナくるみん認定等に係る取消しの取扱い

本事業の助成決定を受けた後、事業実施者がくるみん認定等又はプラチナくるみん認定等を取り消された場合（当該認定について辞退の申出をした場合に当該認定を取り消された場合を含む。）には、次の（１）及び（２）の事業区分ごとにそれぞれ以下のとおり取り扱うものとする。

（１）助成事業（くるみん認定・くるみんプラス認定）

事業実施者がくるみん認定等を取り消された場合には、実施機関において、当該事業実施者に対して行った助成決定（取り消されたくるみん認定等が第４の（１）イの要件に係る助成決定に限る。）の取消しを行うことができるものとする。

また、当該事業実施者に対し既に助成金を交付している場合には、当該取消しに係る助成金の返還を求めるものとする。

（２）助成事業（プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定）

事業実施者がプラチナくるみん認定等を取り消された場合には、取消事由が発生した日以降はプラチナくるみん認定等を受けていないものとみなし、実施機関において、当該事業実施者に対して行った助成決定（取消事由が発生した日以降に第４の（２）イの要件に係るプラチナくるみん認定等を受けているものとして行った助成決定に限る。）の取消しを行うことができるものとする。

なお、事業実施者がくるみん認定等を取り消されたことにより、プラチナくるみん認定等を取り消された場合には、実施機関は、当該プラチナくるみん認定等に対して行った全ての助成決定の取消しを行うことができるものとする。

また、当該事業実施者に対し既に助成金を交付している場合には、当該取消しに係る助成金の返還を求めるものとする。

２．くるみん認定等及びプラチナくるみん認定等に係る取消しの報告

事業実施者は、本事業の助成決定を受けた後、くるみん認定等又はプラチナくるみん認定等を取り消された場合には、速やかに実施機関にその旨を報告しなければならない。

第７　事業の実施方法等

１．実施主体

実施主体は、実施機関とする。なお、実施機関は、助成事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、こども家庭庁と協議の上、業務の一部について、業務を適切に実施できる者に委託することができる。

２．実施機関の要件

実施機関は、以下の全ての要件を満たす者とする。

①　法人格を有すること。なお、複数の法人が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人とすること。

②　助成事業を的確に遂行するに足る組織、人員を有していること。

③　助成事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。

④　助成事業に必要な以下の設備を用意し運用できること。以下の設備は実施機関が自ら購入せず外部のサービスを利用することでも差し支えないが、いずれの場合も国内法が適用できる範囲となるよう注意すること。

ア　中小企業子ども・子育て支援環境整備事業に係る通知等を公開し、参照することができるポータルサイト及びポータルサイトを運営するためのサーバー等の機器設備

イ　助成事業の対象となる事業実施者からの助成申請を受け付けるためのシステム等（以下「電子申請システム」という。）及び電子申請システムを管理・運営するためのサーバー等の機器設備

ウ　ア及びイで取得する情報を蓄積するためのデータベース、データベースへの情報の入出力及び任意の加工を行うためのソフトウェア、これらを管理・運用するための機械機器等の設備。

エ　ア及びイをインターネット上で公開するためのサーバー等の機器設備、通信回線及び通信回線に接続するための機器等

（アからエまでのサーバー等の機器設備は、中小企業子ども・子育て支援環境整備事業の申請情報等について５年分以上の蓄積が可能であり、短時間で必要な情報が検索できる性能を有するとともに、実施要綱、助成要領等の制度改正等に合わせ、様々な修正に柔軟に対応できる制度設計とすること。

また、実施機関が保有することとなる申請者からの書類等には、事業実施者に関する機密情報や個人情報が含まれることに留意し、第三者によるデータコピーや持ち出し、盗み見、破壊、改ざんが行われないよう、データの暗号化や参照権限の設定等のセキュリティ対策を行うこと。

さらに、助成事業の申請期間にアクセスが集中してもサービス停止等の不利益が生じることのないよう、処理性能、通信回線の容量等に留意するとともに、

サービスが停止した場合でも、早急にサービスを再開することを可能とする契約を締結すること（事前にポータルサイト上で停止の予告を行うことが可能な計画的なサービス停止についてはこの限りではない。））

⑤　暴力団、暴力団員その他これに準ずる社会的勢力及び団体（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。

３．実施要件

（１）実施機関は、以下の期間において助成事業を実施すること。

令和７年度とする。

ただし、こども家庭庁は「助成事業評価検討委員会」において、実施機関が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認める場合、翌年度においても継続して当該団体を実施機関とすることができるものとする。

（２）実施機関は、必要に応じてこども家庭庁と協議の上、以下の業務を実施すること。

①　助成事業に関する広報・啓発

助成事業に関する広報・啓発をポータルサイト等において行うこと。

②　事業実施者からの相談・質問に対する対応

事業実施者からの本事業の実施に係る相談等については、窓口の設置、ポータルサイト、電子メール、電話等により対応すること。

③　事業実施者への助成事務

助成要領等に基づき、事業実施者との間の助成手続（申請受付、助成決定（助成決定に係る審査）、助成決定の結果通知（助成決定を行わない場合、その理由も通知すること）、事業実施者からの各種報告の受付、事業完了報告の徴収及び当該報告を行わない事業実施者に対する措置、助成金の額の確定、助成金の交付、必要な場合における事業実施者が保管する帳簿等の確認）を行うこと。

なお、実施機関が自ら助成を受けようとする場合や実施機関と利害関係にある者からの助成申請があった場合の手続きについては、こども家庭庁と協議の上、別途定めることとする。

④　助成金の返還に関する債権管理

助成金の返還義務が生じ、期限までに事業実施者から返還されない場合に、こども家庭庁と協議の上、返還に向けての必要な措置を講ずること。

⑤　こども家庭庁への報告業務

助成事務の実施内容について、交付要綱に基づく実績報告のほか、各事業実施年度の助成事業に関する情報について、こども家庭庁へ毎年度、実績に関する報告を行うとともに、こども家庭庁の求めがあった場合やこども家庭庁に報告が必要な事態が発生した場合には、随時必要な報告を行うこと。また、こども家庭庁と定期的に打合せを実施し、緊密な意思疎通を行うこと。

⑥　情報公開業務

こども家庭庁と協議の上、各事業実施年度の中小企業子ども・子育て支援環境整備事業に関する情報（助成決定状況等）を実施機関のポータルサイトから公開すること。

⑦　情報セキュリティに関する業務

業務を実施する上で取得した個人情報等について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等を踏まえて適切に取り扱い、情報の漏えいや改ざん等の事故が発生しないよう、実施機関が定める規定等に基づき、本業務における責任者が担当者や外部委託先等を管理・指導する体制や、物理的・論理的なセキュリティ対策を整備・運用すること。

⑧　助成事務に関する会計業務

助成事業についての特別会計を設け、経理処理を行うこと。

⑨　助成事務に関する訴訟等対応業務

弁護士との契約など助成事業についての訴訟等に対応できる体制を設け、訴訟等への対応を行うこと。

４．事業実施者に対する助成の条件

実施機関は、助成を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条等の規定を参考に、助成の条件を付さなければならない。

５．助成の方法等

実施機関は、助成金の交付に関する手続について助成要領に必要な事項を定めた上で、当該助成要領に基づき助成を行うものとする。

６．助成要領の策定

実施機関は、事前にこども家庭庁と協議の上、助成事業を実施するために必要な要領を定めるものとする。

第８　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、事前にこども家庭庁と協議の上、別途定めるものとする。